

## 可とう管に関する検査基準の制定案に寄せられた意見に対する対応

(注:ご意見及び理由並びにご意見に対する考え方・対応内容は、その主旨、概要を取りまとめて示しています。)

整理番号	提出されたご意見(理由)の内容	ご意見に対する考え方 対応内容	備考
1	(4.1 ベローズの材料) (4.2 端管継手の材料) 低合金鋼、炭素鋼及び鋳鋼品を除く必要はないのでは。	本基準は、使用状況等を踏まえ標準的な可とう管に係る検査基準を定めるものです。従いまして、使用頻度が低い材料については適用範囲外としています。	
2	(4.1 ベローズの材料) (4.2 端管継手の材料) 低合金鋼、炭素鋼及び鋳鋼品を含めて、現状案にて規定されていない材質のベローズや端管継手を持つホースを申請する場合は、どのような手順が想定されているのか。 全くダメなのか。それとも従来通りの委託検査では対応するという事なのか。	本基準の制定により、基準適用範囲外の可とう管の使用を制限するものではありません。 申請手順については都道府県の判断によりますが、本基準の適用範囲外の可とう管についての委託検査申請が高圧ガス保安協会にあれば検査を実施します。	
3	(4.1 ベローズの材料) (4.2 端管継手の材料) 最近、高強度のアラミド樹脂をベローズに使ったホースも出てきている。樹脂材料も使えるような規定は設けないのか。	この度の制定においては、使用状況等を踏まえて金属材料に限定しています。 ご指摘の点については、今後の見直し時における懸案事項とさせていただきます。	
4	(設定の趣旨(軽微な変更の工事との関係)について) 基準の内容に関する意見ではありません。 高圧ガス製造設備用の可とう管のユーザとしては、基準に適合した製品が一般則第15条1号に規定されている軽微な工事となる高圧ガス設備の取替えの要件となる試験システムの構築を希望します。 認定試験者試験合格品や貴協会が別に定める規程により実施した検査合格品の可とう管が存在しないために、可とう管の取替えは変更許可申請の対象になっています。大臣認定制度への組み込みを含め、保安を確保した上で、適切なコスト、適切な納期の可とう管の取替が実施できるシステムの構築を希望します。	本基準は別に定める規程に該当するとの認識です。	